

平成25年 No.4

○東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の制定に伴い、本規程との整合性並びに整備を行うため所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年1月23日 教育研究評議会 審議・承認

○東京学芸大学学生の懲戒等実施細則

制定理由

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成25年1月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程及び東京学芸大学学生の懲戒等実施細則を次のように制定する。

平成25年1月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第3号

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年3月8日規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成25年細則第1号

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

改正理由： 東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の制定に伴い、本規程との整合性並びに整備を行うため所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学学則第31条第3項（平成16年学則第2号。）及び東京学芸大学大学院学則第34条（平成16年学則第1号。）（以下「学則」という。）の規定に基づき、学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。</p> <p>2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。<u>なお、当該学生が正当な理由なく口頭による意見陳情の機会の場に出席しなかった場合、又は文書を提出しなかった場合には、この機会を放棄したものとみなす。</u></p> <p>(3～4 省略)</p> <p>5 副学長（<u>学生担当</u>）は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の要否及び懲戒を要する場合その内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。 <u>（懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置）</u></p> <p>第7条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。</p> <p>（懲戒の決定）</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、教授会の議を経て懲戒を決定する。</p> <p>2 停学の始期は教授会の議を経て学長が決定する。</p> <p>3 停学の期間の計算は、暦日計算による。</p> <p>4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができるものとする。</p> <p>（再審査）</p> <p>第11条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第31条第3項の規定に基づき、学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。</p> <p>2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。</p> <p>(3～4 省略)</p> <p>5 副学長（<u>学生等担当</u>）は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の要否及び懲戒を要する場合その内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。 <u>（懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置）</u></p> <p>第7条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。</p> <p>（懲戒の決定）</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、教授会の議を経て懲戒を決定する。</p> <p>2 停学の始期は教授会の議を経て学長が決定する。</p> <p>3 停学の期間の計算は、暦日計算による。</p> <p>4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができるものとする。</p> <p>（再審査）</p> <p>第9条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には</p>

は、懲戒処分書を受け取った日の翌日から60日以内にその証拠となる資料を添えて、再審査を再審査請求書（東京学芸大学学生の懲戒等実施細則 別紙様式3）により学長に請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を教授会に諮るものとする。
- 3 学長は、教授会が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続を経るものとする。
- 4 学長は、教授会が再審査の必要ないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

(厳重注意)

第14条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

- 2 厳重注意の伝達は、学生委員会委員長が、当該指導教員、当該教室主任（当該学生が学部学生の場合）及び当該学系長の立会いの下に行うものとする。
(懲戒の通知等)

第9条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付しなければならない。

- 2 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。
(懲戒の公示)

第10条 学長は、懲戒処分をした場合は、懲戒の内容及びその事由を学内に公示するものとする。ただし、氏名及び学籍番号は非公開とする。
(無期停学の解除)

- 第12条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、教授会の議を経て学長が決定する。
- 2 学生委員会の発議は、当該教室主任等の解除申請に基づき、当該学生の改悟の情が顕著であると認められる場合に行うものとする。
 - 3 学長が無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対して文書で通知する。

(懲戒の処理)

第13条 懲戒は、学籍簿に記載する。ただし、証明書等には、当該懲戒を記載しないものとする。

(その他)

- 第15条 停学中及び謹慎中の学生の処遇は、次のとおりとする。
- (1) 停学中及び謹慎中の登校及び本学学生としての活動を禁止する。ただし、学長が必要と認めた場合は許可することができる。
 - (2) 停学中及び謹慎中の履修手続は、本学が定めた履修手続期間に行うことができる。

、その証拠となる資料を添えて、再審査を文書により学長に請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を教授会に諮るものとする。
- 3 学長は、教授会が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続を経るものとする。
- 4 学長は、教授会が再審査の必要ないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

(厳重注意)

第10条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

- 2 厳重注意の伝達は、学生委員会委員長が、当該指導教員、当該教室主任（当該学生が学部学生の場合）及び当該学系長の立会いの下に行うものとする。
(懲戒の通知等)

第11条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付しなければならない。

- 2 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。
(懲戒の公示)

第12条 学長は、懲戒処分をした場合は、懲戒の内容及びその事由を学内に公示するものとする。
(無期停学の解除)

第13条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 学生委員会の発議は、当該学生の改悟の情が顕著であると認められる場合に行うものとする。

(懲戒の処理)

第14条 懲戒は、学籍簿に記載する。ただし、氏名及び学籍番号は非公開とし、証明書等には、当該懲戒を記載しないものとする。

(その他)

- 第15条 停学中及び謹慎中の試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。
- (1) 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。
 - (2) 停学中及び謹慎中の履修手続は、本学が定めた履修手続期間に行うことができる。

- (3) 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。
- (4) 停学処分の決定後又は停学中の場合は、休学の願い出を受理しない。
- (5) 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を取り消す。
- (6) 当該事案に係る処分の決定前に、懲戒対象行為を行った学生から自主退学の願いがあった場合は、これを受理しない。
- (7) 処分の決定後の場合は、退学の願い出を受理し、退学を許可することができる。

2 学長は、処分を受けた学生が所属する学内学生団体（学生で組織する団体）において、当該事案との関わりが認められた場合は、該当学生団体に対し、解散、活動停止、厳重注意の処分を行うことができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則

平成 25 年 1 月 24 日
細 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（以下「学生懲戒規程」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の要否の決定)

第2条 懲戒に相当する行為の有無、懲戒の種類並びに懲戒の内容の決定にあたっては、東京学芸大学（以下「本学」という。）の秩序を維持し、かつ、学生に対する教育的指導の見地から、次の事項を総合して判断する。

(1) 行為の悪質性の有無及び程度の判断

ア 非難すべき懲戒責任に相当する行為を行った学生の行為の動機、行為の意味及び結果に対する責任意識並びに行為の性質、行為の態様、行為の反復継続性及び意図的又は計画的性質の有無等を総合的に勘案して判断するものとする。

イ 過去に懲戒を受けた学生が再び懲戒に相当する行為をし、悪質性の程度がより重いものと認められる場合は、加重した懲戒措置を相当とする。

(2) 結果及び影響の重大性の有無及び程度の判断

ア 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度

イ 人の基本的な権利・自由、社会生活における基本的な秩序又は道徳並びに公共の安全等の重要な利益に対する毀損の有無及び程度

ウ 本学学生として遵守すべき大学の秩序又は利益に対する毀損の有無若しくは程度

エ イ及びウの行為が、本学の使命及び正常な大学運営に対し又は広く社会に対して与えた影響の内容、性質及び程度

2 懲戒の内容及び程度の決定は、「懲戒処分の標準例」（別表）による。

3 「懲戒処分の標準例」に掲げられていない非違行為は、「懲戒処分の標準例」を参考にして決定する。

(懲戒処分の通知)

第3条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒処分書（別紙様式1）を当該学生に手交により通知する。ただし、当該学生への手交が不可能な場合や当該学生が懲戒処分書の受け取りを拒否した場合は、他の適切な方法により通知する。

(懲戒の公示)

第4条 懲戒処分を行った場合は、懲戒の内容及びその事由を公示文書（別紙様式2）により学内に公示する。

2 公示に際し、公示期間はその都度学長が決定し、教育的配慮並びに人権への配慮が必要な場合には、公表する全部又は一部を公示しないことがある。

(再審査の請求)

第5条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、再審査請求書（別紙様式3）にその証拠となる資料を添えて、学長に再審査を請求することができる。

(逮捕・勾留時の懲戒の処理)

第6条 学生が逮捕・勾留され、本学が学生本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当と判断した場合は、懲戒処分を行うことができる。

(学生が所属する学内学生団体への処分)

第7条 学生懲戒規程第15条第2項に基づき、当該行為の態様及び結果において、当該行為学生が所属する学内学生団体（学生で組織する団体）の関わりが認められた場合、当該学生団体に対し、次の処分を行うことができる。

(1) [解散] 当該学生団体の関わりが強く、非違行為が極めて悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響が大きいとき

(2) [活動停止] 当該学生団体の関わりが大きく、非違行為が悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響があるとき

(3) [訓告] 当該学生団体の関わりがあり、非違行為が悪質であるが、本学の教育又は社会に及ぼす影響が認められないとき

2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、副学長（学生担当）及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。

3 サークル活動停止処分または訓告を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、副学長（学生担当）及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知し教育的指導を行うとともに、顧問教員による継続的指導を命じる。

4 活動停止処分中の学生団体には、次の事項を認めないものとする。

(1) 課外活動用物品の貸与

(2) 本学施設（講義棟・課外活動供用施設・学生合宿所・体育施設等）の使用

(3) 集会、学内諸活動

(4) ポスター掲示、立看板の設置

(5) 大学名を冠して学外の団体に加入して行う学外での活動

(6) 学生団体名を用いたコンピューターネットワーク等での情報発信活動

5 学長は、活動停止処分を受けた学生団体の改悛が顕著であって解除が相当であると認められるに至ったときは、当該処分の解除をすることができる。

6 活動停止処分を受けた学生団体は、活動停止期間終了時に顧問教員の副申書を添えた誓約書を学長に提出する。

(その他の教育的指導)

第8条 学長は、懲戒処分のほか必要があると認めたときは、当該学生及び学生団

体に対して奉仕活動等の教育的指導を命ずることができる。

- 2 非違行為が懲戒処分に至らない場合でも、非違行為を行った学生に対し、当該学生の所属する学系等（専攻科、各研究科）の教授会等が必要と認めたときは、当該学系等の長が口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

懲戒処分の標準例

学生の懲戒に関する規程第3条における懲戒の対象行為		懲戒処分等の種類
不当な行為	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学の管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は戒告
	本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火（結果が重大なものに限る。）等	停学又は戒告
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は戒告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は戒告
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は戒告
犯罪行為 ・刑法犯等	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火、傷害等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、万引き、その他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺	退学又は停学
	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、違法薬物・脱法薬物（脱法ハーブ、脱法ドラッグ）、向精神薬等の犯罪（不正所持、使用、売買又はその仲介、及び薬物となりうる植物の栽培）等	退学又は停学
	賭博	退学、停学又は戒告
	痴漢行為（のぞき見、盗撮行為等を含む。）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。）又はストーカー行為で極めて悪質な犯罪行為	退学
	痴漢行為、わいせつ行為又はストーカー行為等の規制に関する法律に抵触する行為	停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で極めて悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用	停学又は戒告
	その他法令に反する行為	退学、停学又は戒告
犯罪行為 ・交通事故犯 (自転車を含む)	無免許運転、飲酒運転（帮助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	無免許運転、飲酒運転（帮助を含む。）、ひき逃げ、暴走運転等悪質な交通法規違反により人身事故（前項に規定する事故を除く。）を起こした場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転（帮助を含む。）、当て逃げ、暴走運転等悪質な交通法規違反（人身事故を伴わない。）を起こした場合	停学又は戒告
	前方不注意等の相当な過失のある、死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学
	前方不注意等の相当な過失のある、上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学又は戒告
	上記以外の反則金に該当する道路交通法規違反で物損事故を伴う場合	厳重注意

試験・論文等の不正行為	試験において代理受験を行った場合又は依頼した場合、論文及びレポート等に他人の著作物を盗用した場合、又は特に悪質な不正行為を行った場合又は行わせた場合（試験問題の不正入手等）	退学又は停学	当該試験科目を失格とし、停学又は退学の処分を受けた者については、その学期に履修した全ての科目（教育実習及び学外施設で行う実習を除く。）を失格とする。
	許可されていないノート、又は参考書及び機器等を使用した場合、 、 答案を交換した場合、 他の学生の答案を見る場合、又は答案を見せた場合、 不正行為を帮助した場合、 試験監督者の注意又は指示に従わなかった場合で特に悪質と認められる場合、 その他、試験において不正行為を行った場合	停学又は戒告	
	試験監督者の注意又は指示に従わなかった場合	戒告	
	発表された論文等の盗用又は盗作（研究成果作成の際に論文やデータのねつ造、改ざんを行った場合を含む。）		
		退学、停学又は戒告	
人権侵害行為	セクシュアル・ハラスメント	退学又は停学	
	パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント	停学又は戒告	
	その他、他人の人権を著しく侵害する行為	退学、停学又は戒告	
飲酒行為	一気飲みなど他人に飲酒を強制し、重大な事態に至った場合	退学又は停学	
	未成年者自らの飲酒、又は未成年と知りながら飲酒をすすめた場合	停学又は戒告	
	その他、飲酒等により重大な事態に至った場合	退学、停学又は戒告	
学則、学生諸手続等規程及びその他本学の諸規則等に違反する行為		退学、停学又は戒告	
上記に加え、学長が必要と認める場合		教育的指導	

懲 戒 処 分 書

所属・学年

学生番号

氏 名

国立大学法人東京学芸大学学則第30条及び第31条（大学院生の場合、
「東京学芸大学大学院学則第34条」を記載），並びに東京学芸大学学生の懲
戒に関する規程に基づき，次のとおり懲戒処分に処する。

(退学の場合)

退学

(停学の場合)

停学（無期停学の場合、「停学」）。

有期停学の場合は「停学。期間平成 年 月 日～平成 年
月 日」を記載)

(戒告の場合)

戒告

処分理由

平成 年 月 日

東京学芸大学長

印

公 示

国立大学法人東京学芸大学学則第 30 条及び第 31 条（大学院生の場合，「東京学芸大学大学院学則第 34 条」を記載），並びに東京学芸大学学生の懲戒に関する規程に基づき，次のとおり懲戒処分を行った。

1 懲戒処分となった学生の課程・学年等

2 処分の内容

退学

停学（無期停学の場合，「停学」。

有期停学の場合は「停学。期間平成 年 月 日～平成 年 月 日」を記載）

戒告

3 処分理由

平成 年 月 日

東京学芸大学長

再審査請求書

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

再審査請求者

所属・学年

学生番号

氏名

私は、平成 年 月 日付けで懲戒処分を受けましたが、これについて、下記の理由により再審査を請求します。

1 再審査請求の理由

2 再審査に係る処分等の内容

3 再審査請求の内容

4 証拠資料